

松江市告示第 549 号

松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 396 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 12 月 26 日

松江市長 上 定 昭 仁

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
松江市総合体育館	松江市学園南一丁目 21 番 1 号 公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
松江市北庭球場		
松江市北公園多目的広場		
楽山庭球場		
楽山野球場		